

## 1 HOT/COOLPlayer

## 情報法制の未来に向けて

小向太郎(日本大学教授)

## A 論説

## 4 ブラウン管事件東京高裁3判決の検討

白石忠志(東京大学教授)

## 14 S 新連載 はじめて学ぶ下請法

## 第1回 下請法の目的と概要

鎌田 明(公正取引委員会事務総局企業取引課長)

## 21 研究会便り

三田健太郎(法務省民事局付)

## A 論説

## 22 商標審査基準[改訂第12版]について

豊瀬京太郎(特許庁 審査業務部商標課商標審査基準室 商標審査基準室長)

田村祐一(特許庁 審査業務部商標課商標審査基準室 法制専門官)

29 租税回避をめぐり、今何が起こっているのか  
—欧州委員会提案の内容と分析を中心に

山川博樹(デロイトトーマツ税理士法人パートナー)

## 40 S 連載 事例で作る法務研修のレシピ

## 第21回 税務における「事実認定」の課題に備えよ

NBL法務研修委員会

## 46 次世代知財システムのあり方に想うこと

桶田大介(弁護士)

## CONTENTS

## P 座談会

## 54 所有者の所在の把握が難しい土地の取扱いに関する実務対応(下)

櫻井 清(日本司法書士会連合会副会長)

中辻雄一朗(法務省民事局参事官)

藤原啓志(国土交通省国土政策局総合計画課国土管理企画室長(併)政策統括官付)

山野目章夫(早稲田大学大学院法務研究科教授)

## S 連載

## 62 FinTechの現状と法的課題

## 第2回 FinTechにみる融資取引とその法的課題

田中貴一(弁護士)

## 70 ステークホルダー対応の最前線

## 第5回 「責任あるサプライチェーン」に関する各国の法令の最近の動向(下)

藏元左近(弁護士・ニューヨーク州弁護士)

## 78 Legal Analysis

## 第2回 連帶保証契約書の具備すべき書面性

加藤新太郎(中央大学大学院法務研究科教授/弁護士)

## NBL SQUARE

## 82 「電子商取引における消費者保護に関するOECD理事会勧告」の概説

染谷隆明(弁護士)

## 87 NBL Information

## 88 惜字炉

## 三菱自動車の燃費不正問題を考える

## NBL情報

## 20 「世界最先端IT国家創造宣言」の改定



## 連載 ▶ ステークホルダー対応の最前線

## 第5回 「責任あるサプライチェーン」に関する各国の法令の最近の動向(下)

——「カリフォルニア州サプライチェーン透明法」(California Transparency in Supply Chains Act of 2010)、Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015、米国大統領令等

弁護士・ニューヨーク州弁護士\*

藏元左近 Sakon Kuramoto

\* オリック東京法律事務所・外国法共同事業

### I はじめに

今回は、前回<sup>1</sup>に引き続き、「責任あるサプライチェーン」に関する各国の法令の最近の動向を解説する。

前回述べたように、近年、欧米各国や国際労働機関(ILO)を含む各国際機関においては、「現代の奴隸制」(隸属状態、強制労働、人身取引のみならず、児童労働や債務労働、搾取的な家事労働、性的搾取も含み得る広い概念であることに注意されたい)の根絶を目指す動きが顕著になっている<sup>2</sup>。

このような動きの中で、カリフォルニア州サプライチェーン透明法( California Transparency in Supply Chains Act of 2010) (以下「透明法」という)は、一定の事業者に対し、サプライチェーン

に関する情報の報告(開示)を行うことを義務付けている。同法は、世界第7位の経済圏に匹敵し、多数の日本企業/日系企業が展開している米国カリフォルニア州の州法であり、一定の要件を満たす場合には日本企業/日系企業にも適用され得ることから、読者の関心も高いと思われる。そこで、本稿ではまず、透明法の内容および実務上の留意点を解説し、その後、日本企業/日系企業が同じく注目すべき、米国の連邦法であるTrade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015 (以下「貿易円滑化・貿易是正法」という)、ならびに大統領令13126および13627について、日本企業/日系企業がとるべき対策に触れながら解説を行う<sup>3</sup>。さらに、米国の連邦議会で審議中の法案: Business Supply Chain Transparency

on Trafficking and Slavery Act of 2015 (H.R. 3226/S.1968)、フランス等の欧州各国の同様の立法に向けての動向、および環太平洋パートナーシップ(TPP)協定上の関連条項(労働章(第19章))についても解説を行うこととした。

### II 透明法の概要および実務上の留意点

#### 1 透明法の目的

透明法は、2010年に成立し、2012年1月1日に施行された。透明法は、その目的を、①大規模な小売業者および製造業者から、消費者に対し、サプライチェーンにおいて奴隸労働および人身取引の根絶に努めていることの情報を提供(開示)させ、②消費者に対し、責任をもってサプライチェーンを管理している企業によって製造された商品を購入する方法を知らしめ、もって、③奴隸労働および人身取引の犠牲者の生活を改善することと規定している<sup>4</sup>。

透明法は、企業のサプライチェーン規制に関する各国の法令制定の動きの先駆けと評されており、前回解説した英国の現代奴隸(制)法2015(以下「英国現代奴隸法」という)のモデルともいわれている。ただし、両者には異なる点も少なくない。以下、透明法の内容および現状、日本企業/日系企業がとるべき措置等を解説する。

#### 2 透明法の内容等

##### (1) 透明法の適用対象となる事業者の要件

透明法の適用対象となる事業者の要件は、以下の(i)ないし(iii)である(透明法3条(改正カリフォルニア州民法171443条(a)(2)(A)))、租税法23101条(a)(b))。

ニア州民法171443条(a)(1)および(2))。

- (i) 小売業者("retail seller")または製造業者("manufacturer")である<sup>5</sup>(設立地を問わない);
- (ii) カリフォルニア州で事業を行っている("doing business in this state");及び
- (iii) 世界規模で年間1億米ドル<sup>6</sup>超の総収入("gross receipts")<sup>7</sup>を得ている

以上のうち、(ii)の「事業を行っている」とは、「経済的または金銭的利益を目的とした何らかの取引に積極的に従事している」("actively engaging in any transaction for the purpose of financial or pecuniary gain or profit")ことを意味する。具体的には、以下の①ないし④のいずれかの場合をいう(透明法3条(改正カリフォルニア州民法171443条(a)(2)(A)))、租税法23101条(a)(b))。

- ① カリフォルニア州で設立されたか、または同州に商業上の住所地が存在している("organized or commercially domiciled in this state");
- ② 同州での売上高が、50万米ドル<sup>8</sup>もしくは事業者の総売上高の25パーセントを上回っている;
- ③ 同州内で保有する不動産および有形動産が、50万米ドルもしくは事業者の保有する不動産および有形動産の総額の25パーセントを上回っている;または
- ④ 同州内の従業員への給与額が、50万米ドルもしくは事業者の従業員への給与総額の25

1 本連載第4回、本誌1073号76頁以下。

2 今後日本企業を含む多くの国際的企業の利用が予想される「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(2015年9月25日国連総会採択)でも、その目標8.7では、強制労働や、現代の奴隸制および人身取引の根絶のために緊急かつ効果的な措置を実施すること等が述べられている。

3 本稿執筆にあたっては、高橋和範氏、窪田有理香氏および高橋麻実子氏(以上、株式会社日立製作所CSR・環境戦略本部)、若林秀樹氏および土井陽子氏(以上、公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本)、木口由香氏および土川実鳴氏(以上、特定非営利活動法人メコン・ウォッチ)、ならびに三柴淳一氏(特定非営利活動法人For Japan)にヒアリング調査の機会をいただき、海野みづえ氏(株式会社創コンサルティング代表取締役)には本稿の内容について有益な示唆をいただいた。ここに特に記して謝意を表したい。もとより、本稿は筆者の個人的見解であり、筆者が現在所属し、または過去に所属した組織等の見解を表明するものではない。さらに、特定の案件における立場を表明するものでもないことを付言する。

4 透明法2条(i)。

5 カリフォルニア歳入租税法(以下「租税法」という)第2編第10.2章に基づく確定申告時において報告される、主要事業コードによって特定される(透明法3条(改正カリフォルニア州民法171443条(a)(2)(C)および(D)))。

6 約109億円(2016年5月16日付為替レート換算)。

7 租税法25120条(f)(2)。

8 約5400万円(2016年5月16日付為替レート換算)。

パーセントを上回っている

毎年、カリフォルニア州税務局 (California Franchise Tax Board) は、同州の確定申告から得られた情報を評価して対象企業のリストを作成し、同州の司法長官宛に提出する（透明法 4 条（改正租税法 1954.7.5 条(a)および(b))）。直近のリストによると、上記(i)ないし(iv)を満たす透明法の適用対象となる事業者はおよそ 1700 に上ると推定されている<sup>9</sup>。

そこで、日本企業／日系企業の担当者としては、要件該当性に関し、同州での確定申告の有無・内容や、カリフォルニア州の司法長官府からの 2015 年の書状（後述）の受信の有無を踏まえ、対象企業となるか否かを判断することになると考えられる。

#### (2) 報告（情報開示）の内容

対象事業者が開示する情報には、少なくとも以下の項目の実践の有無および程度を含まなければならぬ（透明法 3 条（改正カリフォルニア州民法 1714.43 条(c)(1)ないし(5))）。

(i) **検証作業**：人身取引および奴隸労働のリスクの評価・対応を目的として、製品のサプライチェーンの検証作業を（直接または第三者に委託して）実施していること。なお、仮に当該検証作業が第三者によって実施されていない場合にはその旨を明示しなければならない。

(ii) **監査**：サプライチェーンにおける人身取引および奴隸労働に関する企業基準へのサプライヤーの遵守を評価することを目的として、監査を実施していること。なお、仮に検証作業が独立した抜き打ち監査として行われていない場合にはその旨を明示しなければならない。

(iii) **証明**：直接のサプライヤー（一次サプライヤー）に対し、製品に使われる原材料が、サプライヤーが事業を行っている国の奴隸労働および人身取引に関する法令を遵守したものであるとの証明を義務付けていること。

(iv) **社内の説明責任・情報開示**：奴隸労働および人身取引に関する企業基準に沿わない従業員ならびに委託先に対する社内の説明責任・

情報開示の基準と手続（“internal accountability standards and procedures”）を維持していること。

(v) **トレーニング**：サプライチェーンの管理に直接的責任を負っている社員および経営陣に、人身取引および奴隸労働——特に、サプライチェーン内の製品のリスクの軽減——に関するトレーニングを提供していること。

対象事業者がウェブサイトを有する場合は、必要な情報をサイトに記載した上で、明確でわかりやすいリンク<sup>10</sup>をホームページに張らなければならない。他方、対象事業者がウェブサイトを有しない場合には、消費者からの書面による要請を受けてから 30 日以内に文書で開示しなければならない（透明法 3 条（改正カリフォルニア州民法 1714.43 条(b))）。

#### (3) 強制措置等

透明法に違反した場合、カリフォルニア州の司法長官から裁判所に対し、同法の順守を求める強制履行命令（“injunctive relief”）を出すように申し立てることが可能である（透明法 3 条（改正カリフォルニア州民法 1714.43 条(d))）。なお、同州の司法長官府は、透明法の違反に関する通報をオンラインおよび郵送にて受け付けている<sup>11</sup>。

#### (4) 報告（情報開示）の時期

情報の開示は、透明法の施行後、ただちに行わなければならぬが、英國現代奴隸法のように毎年情報を開示することは求められていない。もっとも、透明法は正確な情報を開示するように求めていることから、一度開示した情報の内容に変更が生じた場合には、対象事業者は開示情報を改定することが必要と考えられる<sup>12</sup>。

#### (5) 透明法の現状および日本企業／日系企業が取るべき措置

透明法が施行されてから 4 年余りが経過したが、同法の執行を司るカリフォルニア州の司法長官は執行に積極的ではないと最近まで評されてきた。もっとも、米国での報道によれば、同州の司法長官は積極的な姿勢に転じたもようであり、2015 年の 4 月には司法長官府から事業者に対して透明法の順守に関して問い合わせる書状が送付

され<sup>13</sup>、5 月後半には同法を順守していない事業者に対して警告状が送付されたとのことである<sup>14</sup>。

以上の状況を踏まえ、日本企業／日系企業の法務・コンプライアンス担当者としては、自社が対象事業者であるか否か、特に現地において上記の書状ないし警告状を受信したか否かについて、もし未了であれば早急に確認することが必要と考える。仮に対象事業者に該当する場合には、情報開示の有無、また、開示された情報の内容等が透明法に準拠したものといえるか否かを確認し、必要な場合にはすみやかな修正を行うことが望まれる（なお、一般的に、ウェブサイト上で情報を開示していても内容等が透明法に準拠していない対象企業が多数存在することが指摘されていることには注意が必要である）<sup>15</sup>。

さらに、本連載第 3 回（本誌 1071 号 83 頁以下）および本連載第 4 回（本誌 1073 号 76 頁以下）で述べたように、同州では昨年来、製品の販売の際の情報の開示が不十分であること、透明法に基づく情報開示が不正確であること等を根拠に、企業に対してクラスアクションを提起する原告らが出現している。透明法自体には個人に訴権を付与する規定は存在しない。しかしながら、原告らは、同州の消費者保護連絡令<sup>16</sup>を直接の根拠としたり、それらを媒介にしたりして、著名な大規模小売業者や国際的食品会社のサプライチェーンにおける強制労働に関する情報の開示が不十分・不正確である等と主張し、裁判所に対し、強制履行命令や損害賠償請求を内容とする訴えを提起している<sup>17</sup>。現在のところこれらの訴えは裁判所で却下されているようだが、今後も同様の訴えが提起されることが予想される。

以上の状況を踏まえると、日本企業／日系企業としては、法令対応の観点のみならず、予防法務およびリスクマネジメント、ならびに自社（グループ）のグローバルなブランドイメージを守る観点から、合理的な範囲で、自社（グループ）のサプライチェーンにおける強制労働、人身取引、児童労働等のリスクの軽減に取り組み、その姿勢を対外的に示す必要があると考える。

### III 貿易円滑化・貿易是正法（910 条）の概要および実務上の留意点

貿易円滑化・貿易是正法は、本年 2 月 24 日にオバマ大統領の署名によって成立した。わが国では、同法について、為替操作国への対抗策が注目されているが、910 条に関する報道、論評等はこれまでほとんどなされていないように思われる。しかしながら、米国では、同法 910 条は米国外における強制労働、児童労働等への対応策として注目され、報道、論評等が活発になされている。

1932 年に施行された米国関税法（The Tariff Act of 1930）の 307 条（19 U.S.C. § 1307）は、強制労働（囚人労働、債務労働（indentured labor）、児童労働を含む）<sup>18</sup>により採掘、生産または製造された外国製品の輸入を禁止していた。もっとも、

<sup>9</sup> Kamala D. Harris, Attorney General/California Department of Justice, “The California Transparency in Supply Chains Act: A Resource Guide 2015”（以下「透明法ガイド」という）3 頁（<https://oag.ca.gov/sites/all/files/agweb/pdfs/sb657/resource-guide.pdf>）（2016 年 5 月 27 日アクセス）。

<sup>10</sup> 透明法ガイド 5～9 頁では、“California Supply Chains Act”という表示が望ましい例として紹介されている。また、1 回のクリックで直接情報を開示することができるよう設定することが推奨されている。

<sup>11</sup> Office of Attorney General/Kamala D. Harris, “Attorney General Kamala D. Harris Issues Consumer Alert on California Transparency in Supply Chains Act”（<https://oag.ca.gov/sites/all/files/agweb/pdfs/sb657/consumer-alert.pdf>）（2016 年 5 月 27 日アクセス）。

<sup>12</sup> かかる理解に沿って情報の開示を行っている米国企業のウェブサイトが複数存在する。

<sup>13</sup> 書式については以下を参照されたい。State of California/DEPARTMENT OF JUSTICE, “Informational Letter to Companies, pdf (April 1, 2015)”（<https://oag.ca.gov/sites/all/files/agweb/pdfs/sb657/letter.pdf>）（2016 年 5 月 27 日アクセス）。

<sup>14</sup> Jonathan Todres, Special to CNN, “Legal glitch means trafficking transparency law isn't so transparent”（<http://edition.cnn.com/2015/06/16/opinions/california-transparency-supply-chains-law-trafficking/>）（2016 年 5 月 27 日アクセス）。

<sup>15</sup> 透明法ガイド 21～22 頁。その他、KNOW THE CHAIN, “Insights Brief: Five Years of the California Transparency in Supply Chains Act (September 30, 2015)” を参照（[https://www.knowthechain.org/wp-content/uploads/2015/10/KnowTheChain\\_InsightsBrief\\_093015.pdf](https://www.knowthechain.org/wp-content/uploads/2015/10/KnowTheChain_InsightsBrief_093015.pdf)）（2016 年 5 月 27 日アクセス）。

<sup>16</sup> カリフォルニア州民法、同州事業・専門職法（California Business and Professions Code）等。

<sup>17</sup> Sud v. Costco Wholesale Corp, Barber v. Nestle USA Inc, McCoy v. Nestle, USA, Inc, Wirth v. Mars, Inc, Hodsdon v. Mars, Inc, Dana v. The Hershey Company 等。

<sup>18</sup> 「刑罰の下での（“under penal sanctions”）」と規定されている。

同条は、米国内での生産量が消費者の需要を満たさない場合には輸入は禁止されない旨の例外規定を置いていた<sup>19</sup>。

その後、世界第一位の経済大国として米国の消費者の需要が高まるにつれ、米国内の生産量が消費者の需要を満たすような製品は少なくなった。そのため、上記例外規定は米国関税当局の手を縛ることとなり、法適用を困難にする「抜け穴」("loophole")であるとの批判がされてきた。特に近時は、米国内において、主に南シナ海の水産(加工)業における労働者の過酷な労働状態、児童労働、周辺国労働者の人身取引等の実態を批判する報道が頻繁になされ、米国関税法307条の抜け穴を塞ぎ関税当局の権限を強化して、不当な労働により製造・産出された疑いがある輸入品を精査するよう求める世論が米国内で高まっていた。

かかる世論の高まりに応じ、貿易円滑化・貿易是正法の制定に際して米国関税法の307条が改正され、例外規定は削除された<sup>20</sup>。この結果、米国の関税当局(税関・国境警備局)は、これまでのように例外規定によって手を縛られず、今後積極的な執行を行うことを明らかにしている<sup>21</sup>。実際、貿易円滑化・貿易是正法の制定を契機にNGOからの通報が活発化しており、関税当局はこれを受けて、本年3月には中国系企業の米国に対する輸出品の差押えをするに至っている<sup>22</sup>。

ある国際NGO関係者は、今後、特に鉱物、水産物、衣類、電化製品に関する通報を積極的に行う予定であると述べているため<sup>23</sup>、これら(原材料として使用されている場合を含む)を米国に対して輸出または米国内へ輸入しようとする日本企業/日系企業にとって他人事ではない状況にある<sup>24</sup>。米国の関税当局は、同国労働省が発表している(強制労働等が疑われる)製品のリスト<sup>25</sup>のみを基準とするわけではないと説明しており、今のところその判断基準は明確ではない<sup>26</sup>。米国に対して輸出等を行う日本企業/日系企業としては、当該リストを参考にしつつ、関税当局が推奨しているように<sup>27</sup>、サプライチェーンを対象とするデューディリジエンスをすみやかに実施し、製品(原材料を含む)の生産・製造の全過程の把握に努める必要があると考えられる。

## IV 大統領令13126および13627の概要ならびに実務上の留意点

### ① 大統領令13126の内容等

1999年6月12日に署名された大統領令13126は、米国の連邦機関が、強制または債務が賦課された児童労働によって生産された製品を調達しないことを目的として制定された。

かかる目的のため、米国労働省は、国務省および国土安全保障省と協議の上で、上記労働によって生産されたことが合理的に疑われる製品を生産国別にリスト化<sup>28</sup>して公表することとされている。そして、当該大統領令に関連する連邦政府調達規則は、連邦政府から委託を受ける請負業者が上記リストに掲載された製品を提供する場合、強制または債務が賦課された児童労働による製品がないことについて誠実な努力を尽くして確認したことの証明をするよう求めている。

### ② 大統領令13627の内容等

2012年9月25日に署名された大統領令13627は、人身取引の根絶を目的として制定された。

当該大統領令(詳細は昨年1月29日に発出された連邦政府調達規則で定められている)は、連邦政府から委託を受けた請負業者(従業員を含む)およびその下請業者に対し、人身取引に関与すること、労働者を強制労働に従事させること、誤導的または詐欺的な採用手続を実施すること、採用手数料を労働者に負担させること、労働者の身分証明書を隠匿・没収・破壊すること、労働者の帰国情費用を支払わないこと、不適切な住居を提供すること等を禁止している。また、連邦政府機関が請負業者に対して監査を行うことができることも規定している。さらに、一定の場合には、請負業者に対し、下請業者が人身取引に関与していないことを確保するためのコンプライアンス・プログラムを実施すること等を求めている。

以上、連邦政府から委託を受ける請負業者となることが予想される日本企業/日系企業としては、強制的な児童労働によって生産された製品を調達せず、人身取引の防止が可能な社内体制およびサプライチェーンを構築・維持することが必要となる。

## V The Business Supply Chain Transparency on Trafficking and Slavery Act of 2015 (H.R. 3226/S.1968)<sup>29</sup>の概要及び実務上の留意点

現在米国の連邦議会で審議中である本法案は、1934年証券取引法を改正し、証券取引委員会(SEC)に対し、法定定後1年以内に、登録証券の発行者(世界規模の総収入("worldwide global receipts")が年間1億米ドル超という要件あり)が年次報告書において一定の情報開示を行うことを義務付ける規則を公布することを定めている(同法案3条(1))。

上記発行者が開示すべき情報とは、1年間に、自らのサプライチェーンにおいて、強制労働、奴隸労働、人身取引および最悪の形態の児童労働<sup>30</sup>に関する状態を特定し、対処する施策をとったか否かとその内容<sup>31</sup>である(同法案3条(1))。

発行者は、必要な情報を自社のウェブサイトに記載した上で、明確でわかりやすい"Global Supply Chain Transparency"という表題のリンクを張らなければならない。また、SECも自らのウェブサイトで各発行者の情報を開示することが必要となる。

同法案の成立の見通しは不明であるが、NGO

のみならず年金基金を含む多数の米国内外の投資運用機関の支持を得ていることから<sup>32</sup>、日本企業/日系企業としても今後同法案の審議状況を注視する必要がある。

## VI フランス等の欧州各国の立法に向けての動向

フランス等の欧州各国においても企業のサプライチェーンの規制を図る法令等を制定する動きがあり、欧州で事業活動を行う日本企業/日系企業はそれらの動向を注視し、対応策を準備する必要がある。

なお、以下では現在のところ収集可能な範囲の情報をまとめたが、法案の内容等については明確でない点もあり、参考情報として記載していることに特に留意されたい。読者から希望をいただければ、改めて、最新の情報を踏まえた解説を行う予定である。

### ① フランス

フランスでは、"Private Bill 501" (法案)が昨年3月30日にフランス議会の下院を通過し、本年3月24日に上院に送られた。

同法案は、フランス国内に5000名超または世界規模で1万名超の従業員(後者についてはフラン

19 制定当時は米国は世界恐慌下にあったという歴史的背景がある。

20 関税当局局長から連邦議会に対し、毎年1回、執行状況の報告を行うことも規定された。

21 US Customs and Border Protection, "Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015: Repeal of the Consumptive Demand Clause" ([http://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2016-Mar/TFTEA\\_Consumptive%20Demand\\_FINAL.pdf](http://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2016-Mar/TFTEA_Consumptive%20Demand_FINAL.pdf)) (2016年5月27日アクセス)。

22 US Customs and Border Protection, "Forced Labor" (<http://www.cbp.gov/trade/trade-community/programs-outreach/convict-importations>) (2016年5月27日アクセス)。

23 QUARTZ, "Who's next? The new US ban on slave labor imports appears to have teeth" (<http://qz.com/661357/the-new-us-ban-on-forced-labor-appears-to-have-teeth/>) (2016年5月27日アクセス)。

24 近時、有力な国際NGOが、スマートフォンやノートパソコン等の電子機器に欠かせないレアメタルの一つであるコバルトが、アフリカでの児童労働等により産出されていることを問題視するキャンペーンを開始しており、日本企業/日系企業としてはこの動きにも注意する必要がある ([http://www.amnesty.or.jp/news/2016/0125\\_5817.html](http://www.amnesty.or.jp/news/2016/0125_5817.html)) (2016年5月27日アクセス)。

25 United States Department of Labor, "List of Goods Produced by Child Labor or Forced Labor" (<http://www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/list-of-goods/>) (2016年5月27日アクセス)。

26 前述のとおり法文には「刑罰の下での」という規定がされていることから、適用については一定の限界があるようにも思えるが、関税当局の説明ではこの点について特に触れていないため、今後の執行状況を注視する必要がある。

27 US Customs and Border Protection, "Trade Facilitation and Trade Enforcement Act of 2015: Repeal of the Consumptive Demand Clause-Frequently Asked Questions (FAQs)" (<https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2016-Apr/tftea-repeal-consumptive-demand-clause-faqs.pdf>) (2016年5月27日アクセス)。

28 United States Department of Labor, "List of Products Produced by Forced or Indentured Child Labor" (<http://www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/list-of-products/index-country.htm>) (2016年5月27日アクセス)。

29 (<https://www.congress.gov/bill/114th-congress/house-bill/3226/text>) (2016年5月27日アクセス)。

30 「1999年の最悪の形態の児童労働条約」(ILO第182号条約)で定義される(同法案3条(3))。

31 法案では具体的な項目が明示されている。

32 The Interfaith Center on Corporate Responsibility, "Investors Call on Legislators to Co-Sponsor Federal Anti-Trafficking Bills" (<http://www.iccr.org/investors-call-legislators-co-sponsor-federal-anti-trafficking-bills>) (2016年5月27日アクセス)。

ンス企業の直接の管理下にある者)を抱えるフランス企業に対し、自社・子会社・サプライヤーの事業活動における①人権および基本的自由、②健康への影響、③環境への重大な影響、ならびに④人身傷害に関するリスクの特定および軽減を図るメカニズムについての計画を策定し、開示することを求めている。なお、当該計画には、自社グループ内における腐敗防止の取組みに関連する事項も含まれる。

法案では、最初の計画は本年末までに開示することが求められている。また、違反した場合には課税控除なしの最高1000万ユーロ<sup>33</sup>の罰金が科せられる。

同法案の適用要件を満たす日系フランス企業は多くないように思われるが<sup>34</sup>、日本企業／日系企業の法務・コンプライアンス担当者としては念のため、本法(案)の適用の有無について早目に判断する必要があると考える。

## 2 スイス

スイスでは、国民投票により憲法を改正し、スイス企業が国際的な人権・環境基準を尊重し、適切なデューディリジェンスを実施すること等の規定を追加することを目指す住民発議("Responsible Business Initiatives")の運動が77のNGOにより実施されているが、本年4月までに所定の署名数を確保したもようである<sup>35</sup>。

NGOは、著名なグローバル企業がスイスに本社または欧州本社を置いている現状に着目して運動を展開している面があるが、同国に欧州本社を置く日本企業や、近年同国企業を買収している日本企業にとっても他人事ではない。仮に憲法が改正された場合、関連条項は日系スイス企業に適用される可能性があるため、日本企業／日系企業の法務・コンプライアンス担当者としては今後上記発議の動向を注視する必要がある。

## VII 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定上の関連条項(労働章(第19章))の概要および実務上の留意点

前回述べたように、TPP協定には、サプライチェーン管理・対応に関連し、日本企業として注意すべき条項が規定されている。

TPP協定は第22章「競争力及びビジネスの円滑化」でサプライチェーンについて直接触れているが(22.1条以下)、日本企業／日本企業の法務・コンプライアンス担当者としては、むしろ労働章(第19章)に注意すべきと思われる。特に、各締約国において、強制労働(児童の強制労働を含む)によってその一部または全部が生産された製品を輸入しないように努めることが明記されたことは注目される(19.6条)。

前述のとおり、米国では、世論の高まりを受け、同国政府は近時、強制労働等によって生産された製品の輸入に厳しい態度を示すようになっている。さらに米国では、開発途上国での低い労働水準で生産された安価な製品によって自国の企業が公平な国際競争を行えなくなっているという声が経済界および労働組合から上がっており、米国政府としてもこれを無視できない状態にある。

TPP協定は、各締約国間の協力的労働対話(19.11条)に加え、労働協議(19.15条)、締約国間の紛争解決に関する第28章に基づくパネルの設置、最終的な制裁手段としての貿易自由化の停止というメカニズムを準備している(TPP協定19.15条12項)。とりわけ米国政府は、TPP協定に関連して、ベトナム、マレーシアおよびブルネイと各々二国間合意を締結し、後者3ヵ国が実施すべき労働制度改革の内容を詳細に定め、その履行状況の評価を行う専門組織を設置しており、米国政府としてはTPP協定の上記メカニズムを梃子に3ヵ国の労働基準の向上、強制労働等の禁止の徹底を求めることが予想される。このような米国政府の動きは、これらの国やその他の開発途上国である締約国にサプライチェーンを有する日本企業／日系企業に労務コスト増加等の影響を与えることが予測される。

さらに、各国に設置される連絡部局("contact point")を通じ、公衆(一般市民)から意見の提出を受け付ける制度(TPP協定19.9条)は、本連載第2回(本誌1067号60頁以下)で解説したOECD多国籍企業行動指針に基づく各国の連絡窓口(National Contact Point)への通報制度に類似する面があり、今後、労働組合、国際NGO等のステークホルダーが不服申立ての手段として利

用を図る可能性が否定できない。

以上のように、TPP協定には、サプライチェーン管理・対応に関連し、日本企業／日系企業として注意すべき条項が少なからず規定されているため、今後の動向には注意が必要である。

## VIII まとめ

前回から解説してきたように、欧米各国では、「責任あるサプライチェーン」の実現のため、法令による規制の動きが広く出てきており、海外展開を図る日本企業としても対応が急務となっている。特に英国現代奴隸法、透明法、貿易円滑化・貿易是正法、ならびに大統領令13126および13627はすでに施行されていて、日本企業／日系企業に適用される可能性が相当程度あるため、対応策を検討・準備する必要がある。

もっとも、これらの法令に個別的・対処療法的・弥縫的に対応することは、時間・労力・コストの面から効率的とはいいくらい。また、海外子会社任せでは、法令対応に抜け漏れが生じたり、グローバルブランド(イメージ)の毀損が生じたりしかねない。日本企業／日系企業としては、本社の法務・コンプライアンス担当部門の主導の下、コーポレートガバナンス／CSRに関する国際的規範・基準の近時の重要な動向(本連載第1回、本誌1065号25頁以下参照)を踏まえ、統一的・包括的な観点から、自社(グループ)のグローバルなガバナンスないしコンプライアンス体制の整備——①行動規範、ポリシー等の設定または改定、②リスクアセスメント、デューディリジエンス等の実施、③改善措置の実施と見直し、④サプライヤー等との間の契約の改定、⑤従業員、サプライヤー等に対するトレーニングおよびキャパシティー・ビルディングの実施、⑥従業員、労働組合、国際NGOとのダイアログ(対話)を含めた協働の実施、⑦コンプライアンス通報制度や苦情処理メカ

ニズムの構築等——を図ったほうが、合理的・効率的と考える。なお、腐敗防止等に関する社内(グループ)体制の整備・取組みと連動させることで、効率性を高めることもあり得よう。

さらに、本連載第3回で述べたように、日本企業／日系企業としては、主要な国際NGOと平時から良好な関係を構築しておくことが、守りのガバナンス(リスクマネジメント)の手段として有用と考える。各法令の解説でも触れたように、近時国際NGOの活動は活発化しており、各国当局への通報を積極的に行う傾向が強まっている。このような状況下において、もしも国際NGOと日頃良好な関係を構築していれば、通報に至る前に友好的な協議を行えるし、また、他の団体の不穏な動きについての情報を知らせてくれたり、助言を得ることが期待できる。一般的にNGOは企業に対して100%の措置を求めているわけではないが、無視・軽視すると無用な反発や攻撃の拡大を招きやすい。日本企業としては、仮にアドボカシー／アクティビスト型のNGOからアプローチされた場合も、社内の関係部門で協議の上、CSR・法律専門家と相談しつつ、是々非々のスタンスで適切に対応することを原則とすべきと考える。

以前も述べたように、わが国においては、NGOは反公害運動や消費者運動のイメージと結びついており、企業と対置された敵対的存在であるという考えが未だ根強いように思われる。また、敵対的ではないNGOであっても、寄付・フィランソロピーの相手方としてしか認識されていない例が多いと思われる。しかしながら、グローバル・サプライチェーンにおけるリスクマネジメントの観点からは、国際展開を図る日本企業(グループ)として、国際NGOの力を上手に活用する場面がもっと増えて良いと思われる<sup>36</sup>。

(つづく)

<sup>33</sup> 約12億円(2016年5月16日付為替レート換算)。

<sup>34</sup> フランス貿易投資庁・ビジネスフランス「フランス進出企業リスト2015(2014年12月末現在(2015年10月発行))」参照([http://sayouitofrance-innovation.com/wp-content/uploads/2015/10/LOI\\_2015\\_JP\\_web.pdf](http://sayouitofrance-innovation.com/wp-content/uploads/2015/10/LOI_2015_JP_web.pdf)) (2016年5月27日アクセス)。

<sup>35</sup> "Responsible Business Initiatives" (<http://konzen-initiative.ch/?lang=en>) (2016年5月27日アクセス)。

<sup>36</sup> 本連載はインタラクティブかつ日本企業の法務・コンプライアンス担当者の方々の真に役立つものを目指しているため、各回の論稿の内容についてのご質問等があれば、本誌編集部(本誌奥付記載のメールアドレス)までご連絡いただきたい。筆者としては、今後の連載の中で取り上げ、読者と(疑似的な)議論を行っていきたいと考えているところである。